

教職第1383号
平成23年12月9日

各教育局長 様

教 育 長

教職員の服務規律の保持について（通知）

このことについて、各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長に対し、別添写しのとおり通達及び通知しましたので、適切に指導してください。

(総務政策局総務課人事グループ)
(総務政策局総務課決算・会計指導グループ)
(総務政策局教職員課人事法規グループ)

各道立学校長 様

北海道教育委員会教育長

教職員の服務規律の保持について（通達）

教職員の服務規律の保持については、従来から機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、依然として教職員による不祥事が後を絶たず、特に、会計検査院の検査の結果、長期休業の期間等において勤務時間が遵守されていなかったことや研修を行った事実が確認できないものがあったことなどのほか、さらには、わいせつ行為や金銭事故などによる懲戒免職の事例が連続して発生しております。

このことは、道民の学校教育に対する信頼を損なう結果となっており誠に遺憾であります。

学校教育は、児童生徒、保護者はもとより地域住民との信頼関係の上に成り立っているものであり、児童生徒の教育に直接従事する教職員には、一般の公務員に比べてより高い倫理観が求められております。

このようなことから、職員一人一人が、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すべき責務を負っていることや児童生徒の手本となるべき立場にあることを改めて自覚し、公務員としての自らの姿勢を正し、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、服務規律の保持に厳正を期す必要があります。

つきましては、冬季休業及び年末年始を迎えるに当たり、特に次の事項に留意の上、所属職員に対する指導を徹底し、不祥事の未然防止と服務規律の保持に一層努めてください。

記

1 年末年始における服務規律の保持

(1) 関係団体、業者等との間では、職務上の利害関係の有無及び名目の如何にかかわらず、公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くことのないよう、次のことについてあらためて指導願います。

- ア 飲食や遊技などの接待を受けないこと
- イ 金品、贈答品については一切受け取らないこと
- ウ 便宜供与を受けてはならないこと

また、関係団体等に対して上記の趣旨を説明し、理解と協力を求め、率先して遵守するようお願いいたします。

(2) 職員相互の儀礼的なあいさつ回り、歳暮の贈答など虚礼にわたる慣習は行わないよう、周知願います。

2 適正な勤務時間の管理

勤務時間中に学校を離れる場合は、出張や外勤の命令、年次有給休暇などの休暇処理のほか、校外研修については、職務専念義務免除の校長承認など、必要な手続きを必ず行ってください。

特に、冬季休業期間中についても、勤務時間中に学校を離れる場合は、同様の手続きを必ず行うとともに、校外研修、特に自宅での研修の承認に当たっては、保護者や地域住民等に対して、その説明責任を果たす観点から、研修内容の把握・確認を徹底することはもとより、自宅で研修を行う必要性の有無等について適正に判断するなど、厳格な取扱いを徹底し、勤務時間の適正な管理を行ってください。

なお、教職員の勤務時間の管理に当たっては、「教職員給与費の適正執行に関わる教職員の服務規律の厳正な保持について」（平成23年12月9日付け通知）に基づき、誤りのないよう行ってください。

3 わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントの防止について

教職員のわいせつ行為は、児童生徒の心に大きな傷を負わせるだけでなく、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼を著しく失墜させる行為であり、許されるものではありません。

つきましては、「教職員のわいせつ事故の防止について」（平成19年4月20日付け教職第108号企画総務部長通知）による指導を行うなど、あらためて指導の徹底をお願いします。

また、セクシュアル・ハラスメントの事故については、性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、親しさを表す言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまうことがあることや、この程度のことは相手も許容するだろうとい

う勝手な憶測をしないことなどについて十分認識するよう、あらためて職員に周知するとともに、良好な職場環境づくりに努めるなど、セクシュアル・ハラスメントの事故防止に万全を期してください。

わいせつな行為はもとより、児童生徒や保護者などからセクシュアル・ハラスメントであると受け止められる行動は、絶対に行わないよう厳正な指導をお願いします。

4 体罰の防止について

体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為で、いかなる理由があっても許されるものではなく、学校教育法第11条により厳に禁止されていることから、学校においては、その防止に努めなければなりません。

本年度の体罰による懲戒処分は、11月末日現在で8件のうち、道立学校職員は4件であり、体罰が、教師と児童生徒の人間関係を一瞬にして壊してしまう行為であることをあらためて認識し、その防止に向けて、より一層の指導の徹底を図られるようお願いいたします。

5 個人情報の紛失について

個人情報については、その漏洩により、二次的な被害をもたらす恐れがあることなどから、特に慎重な取扱いを要するものであり、これまでも厳正な指導・監督をお願いしてきたところです。

各学校においては、学校職員の不祥事防止のための校内研修資料（平成21年9月10日付け教職第1003号総務政策局教職員課長通知）を活用するなどして、あらためて所属職員への指導を徹底するようお願いいたします。

6 金銭事故の防止について

公費、私費いずれにかかわらず、学校が取り扱っている経費については、その取扱いについて批判や疑惑を招かないよう、適切な事務処理をすることが求められています。

管理・監督の立場にある職員は、内部牽制が十分に機能する校内体制について点検するとともに、私費会計にあつては、私費会計事務処理マニュアルに基づく校内事務処理規程等により適切な事務処理が行われているか定期及び臨時に自ら確認するなど、金銭事故の防止について万全を期すようお願いいたします。

7 パワー・ハラスメントの防止について

職員がその能力を十分に発揮できるような良好な執務環境づくりを促進するため、パワー・ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な事項を定めることを目的として、「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」を定め、本年1月4日から施行したところであり、所属職員に対して当該指針の制定の趣旨や内容を周知徹底するようお願いいたします。

また、管理職員は、パワー・ハラスメントに対する正しい認識を持った上で、自らの言動や部下職員の言動が、パワー・ハラスメントに該当しないか十分注意を払い、パワー・ハラスメントを行わないよう努めるとともに、部下職員のパワー・ハラスメントを未然に防止するよう努めてください。

8 交通違反・事故の防止について

本年度の学校職員の交通違反・事故（11月末日現在）97件のうち、道立学校職員は36件であり、前年度同月に比べ5件の増加となっております。

児童生徒の交通安全教育に直接携わる教職員の交通違反・事故は、個人としての交通違反・事故に止まらず、学校教育に対する社会の信頼を損なうものであり、児童生徒に与える影響も極めて大きく、決して許されることではありません。交通ルールの遵守と安全運転の徹底について、様々な機会を通じて所属職員に周知し、交通違反・事故の根絶に取り組むようお願いいたします。

これからの冬期間、特に年末年始においては、帰省やレジャーなどに自家用車を利用する機会や飲酒の機会が多くなり、積雪や道路の凍結等による交通違反・事故の増加が懸念されます。管理職員にあつては、自ら交通違反・事故を起こすことのないよう努めることはもとより、所属職員の交通違反・事故の防止に万全を期するよう、指導の徹底をお願いします。

さらに、やむを得ず自家用車の公用使用を承認する場合、特に生徒の同乗を承認する場合は、必ず所定の手続きを行うとともに、交通違反・事故を起こすことのないよう、一層の安全管理の徹底をお願いします。

（総務政策局総務課人事グループ）

（総務政策局総務課決算・会計指導グループ）

（総務政策局教職員課人事法規グループ）

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育委員会教育長

教職員の服務規律の保持について（通知）

教職員の服務規律の保持については、従来から機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、依然として教職員による不祥事が後を絶たず、特に、会計検査院の検査の結果、長期休業の期間等において勤務時間が遵守されていなかったことや研修を行った事実が確認できないものがあったことなどのほか、さらには、わいせつ行為や金銭事故などによる懲戒免職の事例が連続して発生しております。

このことは、道民の学校教育に対する信頼を損なう結果となっており誠に遺憾であります。

学校教育は、児童生徒、保護者はもとより地域住民との信頼関係の上に成り立っているものであり、児童生徒の教育に直接従事する教職員には、一般の公務員に比べてより高い倫理観が求められております。

このようなことから、職員一人一人が、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すべき責務を負っていることや児童生徒の手本となるべき立場にあることを改めて自覚し、公務員としての自らの姿勢を正し、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、服務規律の保持に厳正を期す必要があります。

つきましては、冬季休業及び年末年始を迎えるに当たり、特に次の事項に留意の上、貴管下学校職員に対する指導を徹底し、不祥事の未然防止と服務規律の保持に一層努めるようお願いいたします。

記

1 年末年始における服務規律の保持

(1) 関係団体、業者等との間では、職務上の利害関係の有無及び名目の如何にかかわらず、公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くことのないよう、次のことについてあらためて指導願います。

ア 飲食や遊技などの接待を受けないこと

イ 金品、贈答品については一切受け取らないこと

ウ 便宜供与を受けてはならないこと

また、関係団体等に対して上記の趣旨を説明し、理解と協力を求め、率先して遵守するようお願いいたします。

(2) 職員相互の儀礼的なあいさつ回り、歳暮の贈答など虚礼にわたる慣習は行わないよう、周知願います。

2 適正な勤務時間の管理

勤務時間中に学校を離れる場合は、出張や外勤の命令、年次有給休暇などの休暇処理のほか、校外研修については、職務専念義務免除の校長承認など、必要な手続きを必ず行ってください。

特に、冬季休業期間中についても、勤務時間中に学校を離れる場合は、同様の手続きを必ず行うとともに、校外研修、特に自宅での研修の承認に当たっては、保護者や地域住民等に対して、その説明責任を果たす観点から、疑念を持たれることのないよう、研修内容の把握・確認を徹底することはもとより、自宅での研修を行う必要性の有無等について適正に判断するなど、厳格な取扱いを徹底し、勤務時間の適正な管理を行ってください。

なお、教職員の勤務時間の管理に当たっては、「教職員給与費の適正執行に関わる教職員の服務規律の厳正な保持について」（平成23年12月9日付け通知）に基づき、誤りのないよう行ってください。

3 わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントの防止について

教職員のわいせつ行為は、児童生徒の心に大きな傷を負わせるだけでなく、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼を著しく失墜させる行為であり、許されるものではありません。

つきましては、「教職員のわいせつ事故の防止について」（平成19年4月20日付け教職第108号企画総務部長通知）による指導を行うなど、あらためて指導の徹底をお願いします。

また、セクシュアル・ハラスメントの事故については、性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、親しさを表す言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまうことがあることや、この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないことなどについて十分認識するよう、あらためて職員に周知するとともに、良好な職場環境づくりに努めるなど、セクシュアル・ハラスメントの事故防止に万全を期してください。

わいせつな行為はもとより、児童生徒や保護者などからセクシュアル・ハラスメントであると受け止められる行動は、絶対に行わないよう厳正な指導をお願いします。

4 体罰の防止について

体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為で、いかなる理由があっても許されるものではなく、学校教育法第11条により厳に禁止されていることから、学校においては、その防止に努めなければなりません。

本年度の体罰による懲戒処分は、11月末日現在で8件のうち、市町村立学校職員は4件であり、体罰が、教師と児童生徒の人間関係を一瞬にして壊してしまう行為であることをあらためて認識し、その防止に向けて、より一層の指導の徹底を図られるようお願いします。

5 個人情報紛失について

個人情報については、その漏洩により、二次的な被害をもたらす恐れがあることなどから、特に慎重な取扱いを要するものであり、これまでも厳正な指導・監督をお願いしてきたところです。

各学校においては、学校職員の不祥事防止のための校内研修資料（平成21年9月10日付け教職第1003号総務政策局教職員課長通知）を活用するなどして、あらためて所属職員への指導を徹底するようお願いします。

6 金銭事故の防止について

公費、私費いずれにかかわらず、学校が取り扱っている経費については、その取扱いについて批判や疑惑を招かないよう、適切な事務処理をすることが求められています。

管理・監督の立場にある職員は、内部牽制が十分に機能する校内体制について点検するなど、金銭事故の防止について万全を期すようお願いします。

7 交通違反・事故の防止について

本年度の学校職員の交通違反・事故（11月末日現在）97件のうち、市町村立学校職員は61件であり、前年度同月に比べ6件の増加となっております。

児童生徒の交通安全教育に直接携わる教職員の交通違反・事故は、個人としての交通違反・事故に止まらず、学校教育に対する社会の信頼を損なうものであり、児童生徒に与える影響も極めて大きく、決して許されることではありません。交通ルールの遵守と安全運転の徹底について、様々な機会を通じて所属職員に周知し、交通違反・事故の根絶に取り組むようお願いします。

これからの冬期間、特に年末年始においては、帰省やレジャーなどに自家用車を利用する機会や飲酒の機会が多くなり、積雪や道路の凍結等による交通違反・事故の増加が懸念されます。管理職員にあっては、自ら交通違反・事故を起こすことのないよう努めることはもとより、所属職員の交通違反・事故の防止に万全を期するよう、指導の徹底をお願いします。